

保育所の入所選考基準改正の検討について

公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について

1 前回見直しの効果

平成30年度の見直しでは、以下の3点を見直しています。

(1) 保育士の子どもの優先入所

「利用調整申込期日において、児童の保護者が保育士証の写しを提出し、保育施設及びそれに準じる施設（市外含む）に保育士として就労し、又は就労予定である場合」について、第5優先項目に位置付け加点対象としました。

	申請者	内定	保留	うち待機
平成30年4月入所	62	55	7	3
平成31年4月入所	56	48	8	3
令和2年4月入所	58	52	6	2
令和3年4月入所	62	54	8	2
令和4年4月入所	62	54	8	

(2) 地域型保育事業又は認証保育所等における入所の加点等

「認証保育所等の認可外保育施設においても、3歳児以降の保育提供を確保するため、2歳児クラスから卒園する場合に限り、調整指数に地域型保育事業の卒園児と同様の加点を行う」ことにより、認証保育所等の認可外保育施設においても、3歳児以降の保育提供を確保しました。

	申請者	内定	保留	うち待機
平成30年4月入所	10	8	2	0
平成31年4月入所	13	13	0	0
令和2年4月入所	9	7	2	0
令和3年4月入所	19	16	3	0
令和4年4月入所	20	19	0	

(3) きょうだい同一園入所

「希望園に申込児のきょうだい既に在園している世帯」について、第6優先項目に位置付け加点対象としました。ただし、第一子の入所が著しく不利にならないよう、きょうだいが在園する園でのみ適用しています。

(4月1日現在)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
きょうだい同園世帯	75.2%	81.3%	82.8%	82.4%	82.3%

2. 見直しの視点

(1) 働き方・就労内容の多様化

- ・テレワークの進展
- ・裁量労働制
- ・事業場外みなし労働制
- ・フリーランス（個人事業主）の増加

➡週何日以上又は月何日以上就労、居宅外就労・居宅内就労と単純に判別できない就労をされている方が増えてきている。

(2) 新たな社会課題

- ・ヤングケアラー 家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども

(3) 制度全般

- ・理解しやすい制度

保護者の負担軽減（添付資料・申請書類等）

入所選考基準に適合すると保護者の方が理解できるような条件の明示

基本指数・調整指数が同点となりやすく、各要素の優先度が反映されにくくなっていることから、現在主に 5 点刻みとなっている指数の細分化等